

いなべ市と大塚製薬株式会社との健康増進に関する包括連携協定

いなべ市（以下「甲」という）と大塚製薬株式会社（東海支店取扱：以下「乙」という）とは、第1条に定める目的を達成するため、以下のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互に密接に連携を図り、双方が有する情報やネットワークなどの知的・人的資源を協働で活用しながら、健康づくりの推進事業において、連携・協力して取り組むことにより、市民の健康増進と持続可能なまちづくりを実現することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力する。

- （1）健康の維持・増進に関すること
- （2）熱中症対策に関すること
- （3）女性の健康に関すること
- （4）災害時における健康及び保健に関すること
- （5）その他本協定の目的の達成に資すること

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。また、連携事業を具体的に実施するにあたっては、甲乙協議の上その内容を別途定めるものとする。

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更又は本協定の解除を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更又は解除を行うことができるものとする。

（秘密保持）

第4条 甲及び乙は、本協定の履行に際し知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による同意なしに第三者に開示し、もしくは漏洩し、又は本協定の履行以外の他の目的に利用してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に規定する義務を負う。

（期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から書面による申し出がなされないときは、その有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙はその都度誠意を持って協議し、決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各1通を保有する。

令和6年3月15日

甲 三重県いなべ市北勢町阿下喜31番地  
いなべ市

いなべ市長

日 沖 靖

乙 愛知県名古屋市中区丸の内3-23-20  
大塚製薬株式会社  
ニュートラシューティカルズ事業部

東海支店 支店長

平 収 秀 司